

第37回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和5年6月26日（月） 午前9時00分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 7 議案第 4号 相続税の納税猶予に係る証明について

日程第 8 議案第 5号 滝沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見の決定について

日程第 9 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

日程第10 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第11 報告第 3号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について

日程第12 報告第 4号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員

農業委員

1 番委員 駿河 信一

2 番委員 太田 豊

4 番委員 佐藤 恵一郎

5 番委員 武田 美紀

6 番委員 高橋 敏彦

7 番委員 吉清水 秀明

8 番委員 大森 泰英

9 番委員 齊藤 新一

推進委員

齊藤 修

井上 浩児

5 欠席委員 3 番委員 新田 義修

6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

〃 主任主査 細川 直樹

〃 主 査 高橋 昂希

開会時刻 令和5年6月26日(月) 午前9時00分

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては、2番太田豊委員と4番佐藤恵一郎委員を指名します。
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第37回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和5年5月27日から令和5年6月26日までの報告です。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

(第36回総会開催日の翌々日以降の業務実績を報告)

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは議案第1号について補足説明させていただきます。議案書は5ページをご覧ください。
整理番号1番の申請内容は記載のとおりとなっております。
整理番号2番は新規就農者による農地の取得案件です。本年4月1日からの法改正に伴う下限面積撤廃により、案件として取り扱うことが可能となったものです。なお、提出された営農計画書等は今回の総会案件現地調査の担当委員に予め内容を見ていただき、問題がないことを確認済みです。また、取得する農地では自家消費用のネギを作付す

る予定となっています。

以上より整理番号1番及び2番については、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、太田豊農業委員、齊藤修推進委員、井上浩児推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を齊藤推進委員にお願いします。

齊藤推進委員 推進委員の齊藤です。それでは私の方から議案第1号について、令和5年6月16日に太田農業委員と井上推進委員と現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

整理番号1番及び2番の現地は、いつでも農地として利用できるよう管理されておりました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

吉清水農業委員 7番吉清水です。整理番号2番の譲受人について8ページの調査書の所では、所有する機械、農作業の従事日数から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるとありますが、所有する機械というものは主にどのようなものなのでしょうか。

高橋主査 整理番号2番の譲受人が所有する機械についてですが、譲受人のご実家の方で農業をしていたということもありましたので、管理機の方は持っているということをお聞きしておりました。

議長 よろしいでしょうか。
そのほかにございますか。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は11ページから13ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は周囲が宅地の他、岩手県農業研究センター畜産研究所及び県立盛岡農業高校等の県有地により囲まれており、一団の他の農地とは分断された生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断されると考えられ、周辺の土地において代替性がないことを確認していることから農地転用目的の例外規定に基づきますと許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を太田農業委員にお願いします。

太田農業委員 2番太田です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、県立盛岡農業高校の校舎から北へ約500メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は県有地で岩手県農業研究センター畜産研究所の敷地、西側及び北側は農地、南側は道路を挟み県有地で県立盛岡農業高校の敷地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査 それでは私の方から議案第3号について補足説明させていただきます。議案書は15ページをご覧ください。
整理番号1番は、事務局に相談があり、周辺で規模拡大意向を示していた法人にあっせんし成立した案件です。
整理番号2番から6番は、作業を受託していた農地を権利の設定するものです。
以上、議案第3号については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を齊藤推進委員にお願いします。

齊藤推進委員 推進委員の齊藤です。それでは私の方から議案第3号について、ご報告申し上げます。
整理番号1番、2番、4番及び5番の農地につきましては、全体として広く農地として活用されていることが確認できました。
整理番号3番及び6番の農地につきましては、農業用ハウスが設置しており、農業用ハウス以外の部分は適正に管理されていることが確認できました。
農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてではありますが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
以上で議案第3号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、相続税の納税猶予に係る証明についてを議題とします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第4号、相続税の納税猶予に係る証明について補足説明いたしま

す。案件は1件です。議案書は23ページをご覧ください。

この制度の適用を受けた相続人は3年毎に税務署に継続届出書を提出することになっており、関係法令によって農業委員会で発行する引き続き農業経営を行っている旨の証明書、あるいは引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書を添付することになっております。このため農業委員会では相続人の願出があれば、適用を受けている農地の現況を確認し、証明する必要があることとなります。

なお、整理番号1番の相続人は昨年度の大沢地域及び下鶴飼地域の農地集積の取り組みに参加し、今回証明を行う全ての農地は昨年11月の第30回総会の議決を経て農地中間管理事業による特定貸付に移行しておりますが、現在は作業受託により相続人本人が耕作を行っている状況となっております。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 推進委員の井上です。それでは私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番について、大沢杵村地内及び鶴飼下前田地内の農地はいずれも田として水稻を作付しているとのことでした。

いずれの対象の農地も全て適正に肥培管理されており、問題ないものと見受けられました。

以上でご報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定についてを議題とします。

なお、会議規則第15条第1項の規定に基づき説明員として農林課澤村総括主査、三上主任が入室します。

(農林課説明員入場)

議長 事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第5号、滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定について補足説明いたします。議案書は25ページ及び26ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更は定時見直しと随時見直しの二つの方法がありますが、今回は定期見直しに該当しております。

変更される整備計画の内容及びその中の農用地利用計画の変更のうち転用事業が計画されている農地の状況等詳細につきましては、この後、現地調査報告に続き農林課担当者による説明がなされます。

なお、今回の農業振興地域整備計画の変更に伴う農用地利用計画の変更のうち転用事業が計画されている案件は2件となっております。また、整理番号1番及び2番は隣接しており、一体による同一の転用事業が計画されているものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を太田農業委員にお願いします。

太田農業委員 2番太田です。それでは私の方から議案第5号について、転用事業が計画されている農地の現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番と整理番号2番の申請地は隣接しており、位置は、滝沢勤労者体育センターより北西へ約900メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は農地、西側は雑種地及び宅地、南側は山林、北側は道路を挟み山林になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 続きまして農林課より説明願います。

澤村総括主査 本日もお時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。農林課の澤村と三上と申します。改めましてよろしく願いいたします。

それでは私の方から20分位程お時間を頂戴いたしまして滝沢農業振興地域整備計画の定期見直しについてご説明させていただきます。

(議案書朗読説明)

農業振興地域整備計画の詳細は以上となります。

農用地利用計画の個別案件につきましては、三上の方からご説明させていただきます。

三上主査 それでは農用地利用計画の個別案件について説明させていただきたいと思っております。

(議案書朗読説明)

以上簡単ではございますが説明の方を終わらせていただきます。

澤村総括主査 長くなりましたけれども、最後に計画書の内容に関して少しだけ触れさせていただきます。

前にですが、12月の研修会でお話しさせていただいた時に、新田委員さんの方から畜産農家の部分の支援が少し足りないのではないかとのお話をいただきました。実際、この計画書を読み進めていただきますとお気付きになるかとは思いますが、畜産農家の部分に限らず支援内容が文章表現的に抽象的な表現になっております。具体的に何々の事業を何々にやるということはなかなか書いておらず、こういう支援をしていきます、今後やっていきますというような抽象的な内容になっております。何故抽象的な書き方にならざるを得ないかと言いますと、この定期見直しの5年間の中で法律が変わることもありますし、具体的な支援を行うには予算というものを伴いますので、これからもその都度その都度の具体的な支援策に関しましては皆様との議論を重ねて実施していきたいものと思っております。

参考までにですが、先週議会審議が行われた6月補正予算において畜産農家に対する給付金の給付事業というものが決定しました。例えばですけども、乳用牛1頭につき2万7千円の給付等とか、馬だといくらとかと、飼育している家畜等の区分によって給付単価は変わりますが、上限200万円ということで来月上旬頃の申請受付予定で今から準備を整えているところとなっております。詳しいことはまた来月にでもお話させていただくことになるかと思いますが、このような形で今後も具体的な支援策はその時よりの情勢で変わって対応するというをご了承いただければと思います。

長くなってしまいましたが、これからも委員皆様のご協力を賜りますようお願いいたします。本日はお時間を頂戴しましてありがとうございました。

議長 説明ありがとうございました。
これより質疑に入ります。

吉清水農業委員 7番の吉清水です。ちょっと今日の説明には入っていなかったのですが、この資料のうち変更計画概要書の7ページ、主要作物及び振興方策という所で、小麦の作付面積、現況の令和2年が84ヘクタール、将来の令和12年の作付面積が80ヘクタールで減る一方、それぞれ生産量が44トンから106トンということで約240パーセント増えていると、一方で豆類・雑穀は作付面積が77ヘクタールが84ヘクタールに少し増えているのに、生産量が102トンから82トンに少なくなるとなっています。これはどういうことなのでしょう。普通であれば面積があまり変わらないのにいきなり240パーセント小麦の生産量が上がるということが理解できないのと、逆に豆の方は面積が増えているのに生産量が少なくなっているとなっています。そういうことはどういうことになっているのか、少しご説明をお願いいたします。

澤村総括主査　ご質問ありがとうございます。こちらの表に関しては、計画書本編の方にも載せている部分ではあるのですが、過去から推計値というものを取っておりまして、その推計値で計算していった結果こういった数値になっていくといったところでございます。恐らくですが、面積が少なくなって収穫量が多くなったりということや、その逆ということも過去の資料を見ていくとあるのですけれども、恐らくですが天候の影響等によってその年は生産量が落ちたとか、逆に上がったとか、そういった兼ね合いがあつてのことだろうと考えておりまして、そういったものを踏まえて昔からのデータに結び付けて推計していきますと、どうしても計算上こういった数値になってくるということになっております。ですので、これが現実として当たるのかどうかと言われますと、ちょっと難しいところはあるかと思いますが、あくまでも今までこの資料を出すにあたっては推計値を使ってやっておりますので、今回も同じやり方で行った結果ということになっております。

議長　7番吉清水委員よろしいですか。

吉清水農業委員　いまいちょっと理解できないのですが、まあ統計的などころを基に推計しているということであれば致し方ないのかなとは思いますが。

議長　少し補足的に伺いますが、これは品種改良とかそういった条件は入っていますでしょうか。それとも入っていないのですか。

澤村総括主査　そういった品種云々といったところは全く加味しておりませんので、あくまでも過去の数値から追っていったことでの純粋な推計値となっております。申し訳ございませんが、そういったところは加味していないということになります。

議長　分かりました。
そのほかに質疑ございますでしょうか。

議長　もし無ければ、もう一つ私から確認させていただきたいことがあるのですがよろしいでしょうか。
水田関係で今畑地化を進めているという文書を見たり聞いたりしているのですが、これは土地改良区さんの水代とも絡んでくることなので、この辺のところ今時点で調整がどうなっているのか分かれば説明をお願いします。

三上主査　畑地化の件なのですけれども、現段階ですとこれから実際に採択された農地を土地改良区さんと県の担当と協議を進めて行くというところでありまして、まだ土地改良区さんとの調整は済んではいないというような状況になっております。以上です。

議長 あとそのほかはよろしいでしょうか。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第5号、滝沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見の決定について、異議なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員であります。
よって議案第5号は異議なしとすることに決定いたしました。
ここで農林課説明員は退室します。

（農林課説明員退室）

議長 日程第9、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、日程第10、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、日程第11、報告第3号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、及び日程第12、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書27ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第37回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和5年6月26日（月） 午前9時55分

議 長 _____

会議録署名人 2番委員 _____

会議録署名人 4番委員 _____

これは原本である。

令和5年6月26日

滝沢市農業委員会 会長 齊藤 新一